

有田市公私連携幼保連携型認定こども園(宮原：仮称)運営に係る諸条件

公私連携幼保連携型認定こども園(宮原：仮称)(以下、「認定こども園」という。)の運営条件は以下のとおりとする。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下、「認定こども園法」という。)第34条第1項の規定により本市から指定を受けた公私連携法人(以下、「指定法人」という。)は、関係法令等を遵守し、適正な運営を図るとともに、有田市(以下、「本市」という。)ほか、関係機関の指示・指導内容に加え、次の条件を遵守しなければならない。

1. 指定法人が実施する業務

- (1) 認定こども園の管理・運営
- (2) 認定こども園法第9条に規定する教育及び保育業務
- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の9に規定する子育て支援事業
- (4) 「延長保育事業の実施について」(平成27年7月17日雇児発0717第10号通知)に規定する延長保育事業
- (5) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業(一般型)
- (6) その他、本市又は指定法人が提案し、協議のうえ本市が認めた事業

2. 整備・運営等の基本条件

- (1) 認定こども園の運営を行う事業者は、学校法人又は社会福祉法人とし、認定こども園法第34条第2項の規定により、本市と協定を締結し、同条第1項の規定による公私連携法人の指定を受けること。
- (2) 協定締結後、認定こども園法第34条第3項の規定により本市を經由し和歌山県知事に届出を行うこと。
- (3) 運営主体
指定法人自らが運営すること。
- (4) 施設の名称
施設の名称については、本市と協議し決定すること。
- (5) 円滑な移行準備
指定法人は、支障なく開園するため、本市と十分な協議を行い、必要な人材の確保と運営資金等の必要な準備を整えなければならない。
- (6) 三者協議会
協定締結後、認定こども園の運営について協議するため、保護者代表、指定法人、本市の三者で構成する三者協議会を設置すること。

3. 新設する施設の概要

有田市では、宮原小学校跡地複合公共施設整備事業設計・施工一括発注公募型プロポーザルの執行を行い、宮原小学校跡地に新たな「公私連携幼保連携型認定こども園」の施設を本市で整備する予定としています。

(1)施設種別 公私連携幼保連携型認定こども園であること。

認定こども園法第34条に規定する幼保連携型認定こども園の運営方法の一つであり、民設民営でありつつも、市町村と指定法人が協定を締結し、市町村の関与を明確にすることで、公私連携幼保連携型認定こども園において提供すべき保育・教育・子育て支援事業の内容について確実に担保するもの。

(2)開園予定

令和9年4月1日

(3)施設定員

次の定員を下限として、指定法人が提案し、本市と協議のうえ設定すること。設定にあたっては、在園児の進級が可能となるよう考慮すること。

収 容 人 数	3号認定	0歳児	12人以上	計 186人程度
		1歳児	24人以上	
		2歳児	30人以上	
	1, 2号認定	3歳児	40人以上	
		4歳児	40人以上	
		5歳児	40人以上	

※参考として令和5年12月28日の在園児数

園名	令和5年度					
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
宮原保育所	12人	20人	29人	26人	37人	22人

(4)協定期間

当初の協定期間は、協定の締結日から令和19年3月31日までとする。法人の運営が良好な場合、引き続き更新することは可能とする。

(5)開園時間等について

開園時間は、月曜日から土曜日(ただし、年末年始及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日は除く)までとし、基本開園時間は、11時間(午前7時30分から午後6時30分)とすること。また、基本開園時間前は30分、基本開園時間後は30分を延長保育時間として最低限設けること。また、保育・教育の共通時間は、4時間以上設けること。

4. 職員配置

(1) 園長

認可保育所又は認定こども園において3年以上園長または管理職員としての経験を有するものを専任で1名置くこと。また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「認定こども園法施行規則」という。)第12条に規定する幼保連携型認定こども園の園長の資格を有すること。

(2) 保育教諭

- ① 園長を補佐する者として、専任の正規保育教諭を、主幹保育教諭として2名配置すること。なお、主幹保育教諭は、学級専任の保育教諭とは別に配置すること。
- ② 各学級に担任として専任の保育教諭を配置すること。保育教諭の職員数は、アからカまでの区分ごとに計算した員数(区分ごとに小数点第1位を切り上げた数)及びキ並びにクの必要数の合計人数以上とすること。ただし、国や県の配置基準に改定があった場合には、その基準も満たすものとする。

園児の区分	配置基準
ア 満5歳以上の園児	25人につき職員1人
イ 満4歳以上満5歳未満の園児	25人につき職員1人
ウ 満3歳以上満4歳未満の園児	15人につき職員1人
エ 満2歳以上満3歳未満の園児	6人につき職員1人
オ 満1歳以上満2歳未満の園児	6人につき職員1人
カ 満1歳未満の園児	3人につき職員1人
キ 障がい児加配保育士	加配として必要な職員数
ク その他	延長保育等実施に必要な職員数

- (3) 副園長または教頭を配置するよう努めること。
- (4) 事務職員を配置すること。
- (5) 特別支援に係る関係機関との連携や調整を図る、特別支援教育コーディネーターの役割を担う職員を配置すること。ただし兼任でも可能とする。
- (6) 保健師又は看護師を配置すること。ただし准看護師しか配置できない場合は、実際の現場対応について、本市と十分に協議すること。
- (7) 栄養士の配置に努め、園児の栄養の指導及び管理に努めること。
- (8) 調理員を配置すること。ただし、調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる。
- (9) 園医、園歯科医、園薬剤師を置くこと。ただし嘱託でも可能とする。
- (10) 園児の安定・継続した保育・教育の引継ぎ及び運営を行うため、有田市の保育所勤務の会計年度任用職員等が移管後も引き続き就労を希望する場合は、その採用について配慮すること。
- (11) その他の人員(用務員や警備員等)を必要に応じて配置すること。

5. 施設に関すること

(1) 土地について

土地は本市が所有し、令和19年3月31日までは指定法人に無償で貸与するものとする。令和19年4月1日以降の賃借料については、認定こども園の運営状況を鑑み、本市と指定法人との協議のうえ、本市において決定する。

(2) 建物について

- ① 建物は本市が所有し、協定期間中、指定法人に貸与するものとする。
- ② 貸与する建物の使用料は、令和19年3月31日までは法人より提案された額（消費税及び地方消費税を含む。）とする。令和19年4月1日以降の使用料については、認定こども園の運営状況を鑑み、本市と指定法人との協議のうえ、本市において決定する。
- ③ 建物や設備の修繕については、指定法人が行うものとする。ただし、大規模な修繕の費用負担については、本市と協議するものとする。

(3) 既存備品等について

宮原保育所で使用している備品のうち、本市と指定法人が協議のうえ合意したものについては、開園時に無償譲渡する。

6. 保育・教育等の運営に関すること

(1) 保育・教育に関する全体的な計画について

- ① 有田市の公立保育所で実施してきた保育・教育内容を承継することを基本とし、保育・教育に関する全体的な計画を作成し、実施すること。
- ② 「心身ともに元気な子ども」「のびのびと生活を楽しむ子ども」「思いやりのある優しい子ども」「好奇心や探求心にあふれる子ども」「自分の思いを言葉で伝えられる子ども」「感性豊かな子ども」を目指すべき子ども像とし、多様な子ども一人ひとりの可能性を最大限に広げることができるよう保育・教育を行うこと。また、園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して身近な環境と関わることができるよう努めること。
- ③ 保護者をはじめ、地域の期待に応える魅力ある園運営に努めるとともに、宮原保育所が実践してきた地域との関わりを承継し、地域の理解を得て、更に発展させるよう努めること。

(2) 支援の必要な園児の受入れについて

- ① 共生社会の形成に向けて、「障害者の権利に関する条約」に基づき、子ども達の多様性を尊重するインクルーシブ社会の構築のため、障がい児、医療的ケア児、その他特別な支援を要する園児を受け入れること。また、特別支援教育コーディネーターが中心となり関係機関と連携を図り、集団の中で生活することを通じて、全体的な発達を促していくことを基本とした保育・教育を実施すること。
- ② 特別な支援を要する園児を受け入れる際には、保護者及び市担当部局と協議のうえ、「個別の教育支援計画や指導計画」を作成し、それに則した保育・教育を実施すること。

- ③特別な支援を要する園児数や障がいの程度に応じて、保育士を加配すること。
- ④開園前に宮原保育所を利用していた特別な支援を要する園児については、移管後も引き続き円滑に利用できるよう対応すること。

(3)入園の決定方法について

- ①認定こども園に入園する子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもであって、同法第19条第1項第1号に該当するものは、指定法人が入園を決定する。ただし、校区内(宮原小学校区、糸我小学校区)に居住する1号認定の入園希望者については、原則全員入園させること。
- ②認定こども園に入園する子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもであって、同法第19条第1項第2号又は第3号に該当するものは、本市で利用調整を行う。

(4)行事について

保護者の宗教活動の多様性に配慮し、宗教的な行事・行為は行わないこと。ただし、クリスマス会など一般的な行事まで制限するものではない。

(5)関係機関との連携等

- ①市内の就学前施設・小学校と円滑な連携を図ること。特に、宮原小学校及び糸我小学校と密に連携し、行事等の実施にも努めること。
- ②特別な支援を要する園児・保護者への対応については、特別支援教育コーディネーターが中心となり、市担当部局やその他関係機関との連携を図りながら支援を行うこと

(6)保育支援システム

保護者の利便性が下がらないよう、現システム(コドモン)と同等の保育支援システムを導入すること。

(7)その他の事項

- ①園の運営にあたっては、国籍、信条、社会的身分、経済的状況、発達の程度、支援の必要性等を理由に不当な取扱いをしないこと。ただし、施設の設備等やむを得ない理由により園児の入所が困難と思われる場合については、本市と十分に協議したうえで判断するものとする。
- ②安定的・継続的な運営を図るため、常に保育・教育内容の向上に努めること。
- ③施設の適切な管理・運営に努めるとともに、地域住民と良好な関係を保つこと。また、地域等と連携し、行事等の相互協力に努めること。
- ④本市が行う幼児教育・保育行政・特別支援教育等に関する研修や行事等へ参加すること。

7.給食について

- (1)調理は、当該園内で行うこととし、全園児に給食を提供すること。
- (2)必要な栄養量を含む給食を、安全・安心に提供すること。
- (3)給食の提供にあたっては、「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計

画について」「保育所における食事の提供ガイドライン」「保育所等における給食の手引き」「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」等に基づき、園児の発育・発達に応じた食事を提供するとともに、体調や食物アレルギーに対する代替食・除去食の実施など個別の案件にも十分な配慮を行うこと。また、食事をする際に、特別な支援を要する園児については、個々の機能に合わせた食形態の提供について保護者等と十分に協議し実施すること。

- (4) 地産地消の取り組みや安全・安心な食材を確保し、園児や保護者に対し、給食に関する情報の提供を行うこと。
- (5) 園児の年齢や成長に応じた食育計画を策定し、食育の推進を図ること。

8. 職員の研修に関すること

- (1) 本市が行ってきた保育・教育内容への理解を深めるとともに、更なる保育・教育の質の向上のため、本市が主催する研修会等に参加すること。また、内部職員研修についても定期的を開催すること。
- (2) 園長は、本市が主催する園長会等に参加し、情報共有を図ること。
- (3) 県や市主催の研修会等に参加するように努めること。
- (4) その他、必要に応じて会議等に参加すること。

9. 運営経費等

(1) 施設型給付費

① 施設型給付費

子ども・子育て支援法第 11 条に基づき算出した額を指定法人に支出する。

② 加算額

人員の配置及び実施状況等に応じて加算する。

(2) 運営事業費補助金

一時預かり事業（一般型）や延長保育事業の特別保育事業の実施に対しては、本市の要綱に基づき補助金を交付する。

(3) その他の費用

保育・教育の質の向上のために必要な経費及び行事費等、保護者が負担する費用の徴収に関しては、あらかじめ保護者に対し重要事項説明書を交付のうえ説明を行い、その同意を得ること。

移行前に実施していなかった保育サービスを提供するなどの理由で、新たに保護者に負担を求める場合（保護者が希望するサービスを提供する場合を除く。）は、三者協議会で協議し同意を得ること。

なお、移行前から使用している制服、制帽、体操服その他物品等については、保護者負担を軽減する観点から、原則として開園後も引き続き使用できるようにすること。

10. 移行準備に関すること

(1) 保護者説明会等

本市が開催する保護者説明会等への出席の要請があれば、指定法人として責任をもって対応できる者を出席させること。

保護者や地域等から説明会開催の要望があった場合は、誠意をもって対応すること。

(2) 引継ぎ要員の確保

① 指定法人は、保育・教育の内容及び管理運営業務の円滑な引継ぎのため、園長予定者、保育教諭等、移行前に引継ぎを受ける職員(以下この項において「引継ぎ要員」という。)を確保し、保育所の行事や運営、保育・教育に参画するなどし、引継ぎを受けるものとする。詳細な引継ぎ方法については、本市と指定法人で協議する。

② 引継ぎ要員は、移行後の認定こども園に勤務し、職務に従事すること。

③ 引継ぎ要員を確保する期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間のうち、本市と協議して定めることとし、引継ぎ要員の確保に係る経費及び人件費等の経費は、原則、指定法人が負担すること。

(3) 三者協議会

円滑な引継ぎ及び、新しい園に係る問題点等を改善するため三者協議会を開催し、保護者の声を真摯に受け止め対応すること。

また、移管後についても定期的に三者協議会を開催し、保育・教育内容の継続性等について協議し、問題が生じた場合は、本市の指導に従い改善すること。

なお、三者協議会は、いずれか一者の申し出により開催することとする。

11. 苦情対応、第三者評価等

(1) 苦情解決の仕組み(苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員の設置)を整備し、適切な運用に努めること。

(2) 施設の管理運営や提供する保育サービスについて、保護者アンケート等を踏まえた自己評価を実施するとともに、認定こども園法施行規則第25条に規定する第三者評価を受審すること。また、保護者アンケートのアンケート項目などの内容については、三者協議会にて事前の協議を行うものとする。

(3) 個人情報取扱い指針を定める等、個人情報の保護・管理体制を整備すること。

(4) 保育・教育等に従事する時間内に園の内外で事故が発生した場合や感染症等が発生した場合は、速やかに本市及び関係機関へ報告すること。

12. 報告・評価等

(1) 保育・教育計画の提出

保育・教育に関する全体的な計画書を作成し、各実施年度の前年度3月末までに市長に提出するものとする。

(2) 実績報告の提出

会計年度終了後速やかに、業務報告書、実績報告書及び管理・運営に要した経費等の収

支決算書を市長に提出するものとする。

(3) 事故及び感染症等の報告

保育・教育等に従事する時間内に園の内外で事故が発生した場合や感染症等が発生した場合は、速やかに本市及び関係機関へ報告すること。

(4) 帳簿等の保管

指定法人は、管理・運営業務にかかる経費内容を明らかにした帳簿を備え、かつ証拠書類を整備し当該年度経過後5年間は、これを保存すること。

(5) 調査及び指導

協定に基づき、認定こども園の管理・運営の適正を期するため、市長は、指定法人に対してその管理・運営及び経理の状況について定期または必要に応じて報告を求め、または調査し、必要な指導を行うものとする。なお、保護者アンケートの結果に対する市の対応については、本市と指定法人で協議のうえ、協定書に明記するものとする。

13. その他

(1) 保険

指定法人は、認定こども園の管理・運営業務を行うに当たり、指定法人の負担において必要な保険に加入するものとする。

(2) 損害等

① 認定こども園の管理・運営業務を行うに当たり、指定法人に生じた損害は、本市の責めに帰する理由による場合を除き、指定法人の負担とする。

② 認定こども園の管理・運営業務を行うに当たり、指定法人が第三者に及ぼした損害は、本市の責めに帰する理由による場合を除き、指定法人の負担においてその賠償を行うものとする。

(3) 安全・危機管理体制の整備

指定法人は、法令等に基づき、職員の防災教育や災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制の確立、各種マニュアルの整備など、災害・事故への対策を行い、総合的な安全・危機管理体制を整備すること。

(4) 市長は、指定法人がこの運営条件に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき、またはその他の事情により、適正な保育・教育事業の実施が困難と認めるときは、公私連携法人の指定を取り消すことができる。

(5) 指定法人は、認定こども園の運営について、やむを得ない事情により事業を廃止しようとするときは、本市と協議すること。

(6) 上記(4)、(5)の規定若しくはその他の事情により認定こども園の運営ができなくなった場合は、建物を指定法人の負担と責任において原状に回復したうえ、本市に返還しなければならない。ただし、本市が原状に回復する必要がないと認めたときは、現状のまま返還することができることとする。

(7) この条件に定めのない事項については、本市と指定法人が協議し定める。